

# 令和4年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年3月1日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年3月1日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	保健福祉課長	平田 章浩
産業課長	長野 了	学校教育課長	塩澤 由記弥

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花 嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 2 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 3 号 森町副町長の選任について
- 議案第 4 号 森町教育委員会委員の任命について
- 議案第 5 号 森町名誉町民条例について
- 議案第 6 号 森町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

について

- 議案第 17 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 森町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 議案第 19 号 森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 21 号 令和 3 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和 3 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 令和 3 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 3 年度森町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 26 号 森町農業委員会委員の 4 分の 1 以上を認定農業者等とすることについて
- 議案第 27 号 森町農業委員会委員の任命について
- 議案第 28 号 令和 4 年度森町一般会計予算
- 議案第 29 号 令和 4 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 4 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 4 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 4 年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 4 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 4 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 4 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 4 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 令和 4 年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議 長 | ( 中根 幸男 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、

ただいまから令和4年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、また、発言が終了したときには、マイクボタンを押すようにお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 中根幸男 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、2番清水健一君及び3番佐藤明孝君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 中根幸男 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの24日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の

結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第2号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第2号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度森町一般会計補正予算(第13号)の専決処分でございますが、5歳から11歳の小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種を早期に開始するための経費に加えて、対象者への3回目の接種の前倒しが求められている中で、掛川市、袋井市との合同接種と、森町病院による集団接種の前倒しに伴う経費の計上に急を要したことから、令和4年2月10日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,750千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,574,175千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、4款1項2目、予防費12,750千円につきましては、5歳から11歳の小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、1回目を3月の第2週に、2回目を3月の第4週に実施するための経費と、18歳以上の対象者の3回目接種を3月3日、4日に実施するための経費でございます。同接種をエコパスタジアム会議室で行うにあたり、スムーズな接種体制の確保に必要な従事職員の時間外手当、接種を行う医師及び看護師の報償金、会場の受付事務などを委託する人材派遣委託料、医療廃棄物の処分委託料と、

集団接種会場の運営委託料の経費に加え、森町病院が行う3回目の集団接種を、前倒しして実施するための新型コロナウイルスワクチン接種負担金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金4,950千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の医師等への報償金及びワクチン接種負担金に係る国の負担金でございます。

2項3目、衛生費国庫補助金7,800千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の、国の負担金対象を除く経費に係る、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

以上が、専決処分にかかる令和3年度森町一般会計補正予算（第13号）の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員（西田彰君）二点ほど。5歳から11歳の子供たちということですが、使われるワクチンのメーカーは、どのようなものでしょうか。

それからもう一点。エコパで広域をやるということですが、朝の広報などでも伝えられていますが、これは予約の電話案内はないんですけども、保健福祉課へ電話すれば、もう予約できるということではよろしいのでしょうか。

議長（中根幸男君）平田保健福祉課長。

保健福祉課長（平田章浩君）保健福祉課長です。西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

一点目の5歳から11歳のワクチンのメーカーはという質問でございますけども、ワクチンのメーカーにつきましては、ファイザー社

製の小児用のワクチンでございます。日本の国内におきましては、5歳から11歳対象のワクチンについては、このファイザー社製1社のみですので、こちらのワクチンを使用していきます。

それから、エコパで行われる広域の接種の予約先でございますけれども、こちらにつきましては、12歳以上同様にライン及びコールセンターの電話での予約、両方で可能でございます。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 11番、西田彰君。

11番議員

( 西田 彰 君 ) 二問目のラインと予約センターということですが、広報ではそれを言っていないですけども、その辺は言わなくてもよろしいのですか。

議 長

( 中根幸男 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉

( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

課 長

5歳から11歳の方につきましては、接種券を8歳から11歳の方、およそ600名に送付をさせていただいております。その説明書の中でしっかり説明をさせていただいておりますので、同報無線につきましては、少しコールセンターの部分が抜けておったかと思っておりますけれども、対象者につきましては、しっかり説明書を同封をさせていただいております。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 川岸です。

5歳から11歳へのワクチン接種ですけれども、掛川市・袋井市との合同ということで、森町は今600名が対象者ということでしたが、全体ではどれくらいの方が対象者になるのかということ。

やはり私はあまり子供へのワクチン接種というのは賛成できないという立場でおりますが、父兄の方の予約というか、予約の反応というか、皆さんの反応はどうかというところが分かれば教えていただきたいです。

議 長

( 中根幸男 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

( 平田 章 浩 君 ) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中で、600名に接種券を送付したということで私から喋りました。こちらにつきましては、8歳から11歳の方に、およそ600名に送付をさせていただいております。5歳から11歳の対象者につきましては、およそ森町で1000人おりますので、その内の600名分に送ったということでございます。こちらの接種券の送付につきましては、エコパスタジアムでの接種できる数に限りがございます。数に限りがあるというのは、ワクチンが日本において十分に確保されていないという状況でありまして、3月に接種できる数に限りがあるということで、全員の分の発送ではなく、600名の発送にとどめております。

5歳から11歳の反応ですけれども、国につきましては12歳以上は接種法上は努力義務ということになりましたけれども、5歳から11歳につきましては、その努力義務という言葉が法律から除いてございますので、国としても12歳以上と11歳以下については、そこについては分けて考えているというところがございますので、最終的には本人及び本人の家族、ご父兄さんがどう判断して接種をするかということになるかと思えます。

現在、エコパにおいて森町の枠が100人ほどございまして、その100人の枠については昨日から予約を受け付けておりますけれども、一日で90人以上の予約が入ってございますので、本日、袋井・掛川と話をしまして、あと30人分森町枠をいただきましたので、本日から追加で30人分の枠を空けてございます。

当初、なかなか子供さんへの接種ですので、様子を見る方が多いということで600人ほど送ると、だいたい100人が埋まっていくのかなというように、うちでは考えておりました。およそ接種券を送った中で、20パーセント程度入るかなと思って600人ほど送りましたが、一日でおよそ100の方が予約されているということでありますので、こちらが想定したよりも接種をしたい方が多いという



ことになるのかなと現在考えております。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) では、他の市の方も、同じように制限をしながら送っているということなのか。限りがある中で、そのように送っているということなのかという点と、今回は専決で、ワクチンの数も限られているということですが、今後も続いていくと思いますが、そのときもやはり他の市町と協力してやっていこうと思っているかというところを聞きたいです。

議 長

( 中根幸男 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉

( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

課 長

袋井市・掛川市の接種券の配布の状況、考え方はどうかということですが、袋井市につきましては、5歳から11歳の方で希望された方のみ接種券を配布をするというようなやり方を、袋井市ではしております。掛川市につきましては、5歳から11歳の全ての方に接種券を配布をしております。

森町につきましては、基礎疾患を持っていて希望する方と、8歳から11歳に送付をする予定で進めておりました。基礎疾患を持っていて希望する方の手上げにつきましては、1名もいच्छらなかつたものですから、結果として8歳から11歳の方、およそ600名の方に送付をしたということで、やり方については2市1町でそれぞれやり方が違ってございます。以上です。

それから、二つ目の質問で今後の接種のやり方についてということですが、森町としましては、4月以降にも引き続き袋井市・掛川市と合同でやっていきたいと考えております。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

( 岡戸章夫 君 ) 6番、岡戸です。二点ほどお伺いします。

まずは、エコパでの集団接種事業ですけれども、全体で総事業費

としてはいくらかということ。

もう一つは、それに対して森町も負担をしているわけですが、その負担の割合というのはどのような形なのか。例えば、単純に人口割なのか、対象者割なのか。そこら辺を教えてください。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉 ( 平 田 章 浩 君 ) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをします。

全体事業費についてどのくらいかという質問でございますけども、全体事業費につきましては、報償費で720万円。それから、委託費用で3,500万円ほどが、全体事業費とするとかかるということで考えております。

実際にかかった費用の2市1町での分担の仕方ですけども、予約枠につきましては5歳から11歳の人口割で予約枠が決まってきた、負担金の払い方とすると、接種の実績の割合で払っていきましようということで、話を現在進めているところでございます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 他に質疑はございませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第3号「森町副町長の選任について」を議題とします。

本案については、村松弘君の一身上に関する事件であると認めら

れますので、同君の退場を求めます。

( 退 場 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第3号「森町副町長の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町副町長であります村松弘氏が、令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を森町副町長として選任いたしたく、提案するものであります。

副町長の職務につきましては、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて決定や処理を行うほか、町長の職務を代理する町の最高の補助機関でもあります。

昨今の地方自治を取り巻く環境は、本格的な人口減少や少子高齢化社会を迎え、地域経済の縮小により地方自治体の維持が難しくなっていることに加え、風水害や新型コロナウイルス感染症の流行など、災害対策も急務となっております。また、行政需要の拡大や住民ニーズの高度化・多様化などにより、新しいまちづくりへの変革や地方創生の推進、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）による手続や業務の見直しなどが求められています。

森町におきましては、「遠州の小京都リノベーション推進計画」の策定、学校跡地の利活用検討、企業誘致の推進、公共施設の長寿命化など多くの行政課題が山積しております。

このような状況の中、職員一丸となって、多様化する住民ニーズに適切に対応するなど、町民の付託に確実に応え、町の施策を推進するうえで、副町長の職務は大変重要な役割を担うものと認識しております。

村松弘氏は、平成30年4月より1期4年間、役場職員からの豊富な知識と行政経験を活かし、副町長としての職責を全うされるとともに、私だけではなく職員の良き相談相手として努めていただいたところでもあります。

今後のまちづくりを進めるうえで、森町の副町長に最もふさわしい人物と存じますので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第3号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 起立全員です。

したがって、議案第3号は、同意することに決定しました。

村松弘君の入場を許します。

( 入 場 )

議 長 ( 中根幸男君 ) ただ今同意されました、副町長、村松弘君が議場におられます。

副町長、村松弘君。発言があれば、発言を許します。

副町長

副町長、村松弘君。

( 村松 弘 君 ) 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただ今は、私の人事案件につきまして皆様のご同意をいただき、大変ありがとうございます。

4年前に副町長という重要なポストに就かせていただき、緊張の中でスタートいたしました。あっという間の4年間でした。この間、いろいろな行政事務に関わらせていただきました。特に新型コロナウイルスに係る対応は、経験のない初めてのことで、ワクチン接種や感染対策、経済対策、それに関する予算措置等、一度も落ち着くことのない対応は、今も続いているところでございます。その他、私の印象に残っておりますのは、一宮最終処分場の埋立の期間延長問題、それから小中学校の統廃合でございました。いずれも皆さまのご理解とご協力により解決できましたことは、大変ありがたいことでした。

今後につきましては、太田町長が目指すまちづくりに向けての政策が、今以上に動き出すときを迎えておりますので、その実現に向けて少しでもお役に立てるよう、微力ではございますが務めさせていただきますようお願いいたします。

また、太田町長から行政の事務的な部分や組織内部のことをお願いしたいということでございましたので、町長が政策実現や外部への発信等に安心して専念していただけるよう、努めてまいりたいと思っております。

引き続き議員皆さまのご支援をお願いいたしまして、簡単ではございますが1期目の区切りと今後に向けてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

( 中根 幸男 君 ) 次に、日程第6、議案第4号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第4号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の井口始氏が、令和4年3月31日をもって辞任することに伴い、新たに後任の教育委員として村松昌吾氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

井口氏につきましては、平成26年4月に就任されて以来、8年間教育委員を務められました。また、その内3年6か月に渡り教育委員長を務められ、本町の教育振興にご尽力をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げる次第でございます。井口氏が一身上の都合により辞任に至ったことは残念に思いますけれども、本人の意を尊重し、申出を認めたところでございます。

今回、井口氏の後任としてお願いする村松昌吾氏は、経歴書のとおり森町牛飼353番地に住所を有し、永年、小学校、中学校の教員として力を発揮され、磐周管内の中学校の校長を務められました。その間、豊かな教育経験と確かな教育理念に基づき、生徒指導や後進教員の指導に尽力されました。退職後も、磐田周智地区学校生活協同組合専務理事に就かれ、磐周管内の学校に納入する学用品などを取り扱い、学校教育の振興を側面から支えていただきました。また、地域におきましても、平成30年度に町内会長と、併せて園田地区町内会長連絡協議会の会長を務められました。人格円満で、幅広い豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方で、経験豊かな教育の実践者の立場から本町の教育行政の発展にご尽力をいただき、森町の教育の振興に必ず貢献していただけるものと確信しております。

なお、任期は、前任の井口氏の残任期間の令和4年4月1日から令和6年9月30日までの2年6か月間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお

議 長 願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。  
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第4号を採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第4号は、同意することに決定しました。  
日程第7、議案第5号「森町名誉町民条例について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職員朗読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第5号「森町名誉町民条例について」提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、本町の住民又は本町にゆかりのある方で、公共の福祉の増進、産業文化の進展、社会公益上特にすぐれた功績があり、町民から深く尊敬されている方に対して、名誉町民の称号を贈り、顕彰するため、新たに条例を制定するものでございます。  
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) 日程第8、議案第6号「森町個人情報の保

護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第6号「森町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、引用する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に統合されることに伴い、引用法令の名称変更等、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 日程第9、議案第7号「職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第7号「職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

現在、国及び地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印原則・書面主義・対面主義の見直しが進められています。

町としましても、行政手続に係る町民等の負担を軽減し、利便性の更なる向上を図るため、また、今後の行政手続等のオンライン化に向けた取組を進めるため、条例等をはじめとする押印等の見直し



を行うこととしました。

本案は、町の押印等見直し方針を踏まえ、新たに職員となった者が署名する宣誓書における押印を廃止するとともに、字句の修正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 日程第10、議案第8号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第8号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

昨年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされています。当該措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項につきましては、令和4年4月1日施行となっております。また、地方公務員につきましても、国家公務員の措置との権衡を保つことが求められております。

本案は、国家公務員の措置にあわせ、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を講じるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 日程第11、議案第9号「森町議会の議員の

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第15、議案第13号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第9号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第13号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」までの5議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、期末手当を引き下げる令和3年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第9号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、現行1.675月分を1.6月分とし、年間支給月0.15月分の引き下げを行うものであります。

次に、議案第10号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第11号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、現行2.225月分を2.15月分とし、年間支給月0.15月分の引き下げを行うものであります。

次に、議案第12号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手

当の支給月数について、現行1.275月分を1.2月分とし、年間支給月0.15月分の引き下げを行うものであります。また、一般職の職員の期末手当の支給月数の改正に併せ、再任用職員の支給月数を改正するものであります。あわせて、以上の4議案には令和3年度に未実施であった人事院勧告引き下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額して支給するよう特例措置を附則に設けるものであります。

最後に、議案第13号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、現行1.275月分を1.2月分とし、年間支給月0.15月分の引き下げを行い、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第16、議案第14号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第14号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる、最前線において働く方々の賃金を引き上げる処遇改善措置を実施することといたしました。

これを受け、町でも処遇改善の取組を実施するにあたり、医療職給料表(三)を適用する会計年度任用職員において、すでに上限号給

に達している職員も処遇改善が図られるよう、上限号級の改正を行うものでございます。

なお、本案の適用は、国の経済対策に基づき、令和4年2月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 日程第17、議案第15号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第15号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月に消防庁より、消防団員数の減少による地域防災力の低下を危惧し、消防団員の処遇改善のため「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知が発出され、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められました。その中で「年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」に定める「団員」階級のものについては、年額36,500円を標準とする。」とされました。これを受け、森町消防団につきまして、近隣市との均衡も考慮し、階級に応じて団員報酬額を改正するものでございます。

また、任命につきましても実情に合わせ、町外在住者も団員としての資格を有するよう改正するとともに、併せて字句の修正等所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前10時29分 ～ 午前10時40分 休憩 )

- 議 長 ( 中根幸男 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
町長、太田康雄君。
- 町 長 ( 太田康雄 君 ) 先ほどご承認いただきました、議案第2号の「専決処分の報告承認を求めることについて」の提案理由の説明におきまして、誤りがございましたので修正をさせていただきます。  
5歳から11歳の小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、1回目を3月の第2週に、2回目を3月の第4週に実施すると申し上げましたが、正しくは2回目を3月の第5週に実施する、でございますので、訂正をさせていただきます。  
小児のワクチン接種につきましては、間隔を3週間空けなければいけないということで、2回目を3月の第5週に実施すると修正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ( 中根幸男 君 ) 日程第18、議案第16号「森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職 員 朗 読 )
- 議 長 ( 中根幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。
- 町 長 ( 太田康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第16号「森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、令和3年度税制改正により、国税については、実印や印鑑証明書の添付を求めている書類を除いて押印を要しないことや、税理士等が税務代理をする場合における租税に関する申告書等は、押印を不要とするなどの見直しがされたところでございます。  
森町固定資産評価審査委員会条例には、審査申出の手続が定められており、審査の申出書及び口述書に押印しなければならないとの規定がございますので、国税と同様に、納税者等の押印を求めているものについて、原則不要とするよう改正を行うものでございます。  
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほ

どお願い申し上げます。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 日程第19、議案第17号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第17号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町国民健康保険税条例について、静岡県国民健康保険運営方針に基づく改正及び地方税法並びに地方税法施行令の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

はじめに、静岡県国民健康保険運営方針に基づく改正について申し上げます。

静岡県国民健康保険運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営と国保事業の広域化及び効率化を図るために、県が策定する国保事業の運営に関する方針でございます。運営方針の中で、標準保険料率の算定方式は、医療給付分及び後期高齢者支援金分は、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3方式、介護納付金分は、所得割、被保険者均等割の2方式で算定することが示されており、「賦課方式の統一の取組」として資産割は使用しないことを目標としております。

現在の森町国民健康保険税の賦課方式は、所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式を条例で定めていますので、これを運営方針が示す取組目標に則り、資産割額を廃止し、所得割を現行の100分の4.47から100分の6に改正いたします。

また、保険税の激変を緩和するため、令和4年度から3年間で、税率を徐々に改正するよう条例附則で定めるものであります。

なお、資産割の廃止及び廃止の方法につきましては、森町国民健

康保険運営協議会に諮問し、「実施することが適当である。」との答申をいただいております。

次に、地方税法並びに地方税法施行令の改正に伴う改正でございます。

改正の内容は、子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割保険料の5割を軽減する地方税法等の改正に基づき、所要の改正を行うものでございます。

森町国民健康保険税被保険者均等割額につきましては、6歳以下の未就学児の均等割額を2分の1に減額するための規定を整備するものであります。

また、条例に定める均等割額の軽減世帯におきましては、均等割額を軽減した後、未就学児の均等割額について、さらに2分の1に減額するための規定を整備し、併せて字句の修正を行うものであります。

本条例の施行期日は、公布の日からとしておりますが、地方税法等の改正にかかる改正につきましては、法令等の施行期日にあわせ、令和4年4月1日から施行することとし、令和4年度及び令和5年度における税率は、附則で経過措置を定めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) 日程第20、議案第18号「森町中小企業・小規模企業振興基本条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第18号「森町中小企業・小規模企業振興基本条例について」提案理由の説明を申し上げます。

町内に立地する企業、特に多く存在する中小企業・小規模企業は、

多様な事業活動を通じて、本町の経済、地域雇用及び文化を支えるとともに、地域社会において重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年における人口減少及び少子高齢化の進展、更には新型コロナウイルス感染の拡大などにより、町内の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いております。

町としましては、従来より森町商工会等関係団体と連携し、中小企業・小規模企業に対する施策を講じ、実施をしているところでございますが、改めて今回、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を明文化することにより、より一層の中小企業・小規模企業の振興につなげるため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例の制定につきましては、森町商工会及び森町議会からもご要望をいただいております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 日程第21、議案第19号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第19号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

現在、国及び地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印原則・書面主義・対面主義の見直しが進められています。

町としましても、行政手続に係る町民等の負担を軽減し、利便性の更なる向上を図るため、また、今後の行政手続等のオンライン化に向けた取組を進めるため、条例等をはじめとする押印等の見直しを行うこととしました。



本案は、町の押印等見直し方針を踏まえ、許可申請書の押印を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第22、議案第20号「令和3年度森町一般会計補正予算(第14号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第20号「令和3年度森町一般会計補正予算(第14号)について」、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ652,544千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,226,719千円とするものであります。

10ページ、第2表、繰越明許費につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和4年度に繰り越す事業及び金額でございます。

2款1項の地籍調査事業につきましては、令和4年度当初予算へ計上予定の事業に係る補助金が、国の補正予算第1号により前倒しとなったことから本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

3款2項の新型コロナウイルス感染症対策保育所改修整備補助事業につきましては、国の補正予算第1号により新規追加された事業で、本補正予算に計上いたします事業を令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

6款2項の農村地域防災減災事業につきましては、令和4年度当初予算で計上を予定していた農業用ため池改修基本設計委託事業に係る補助金が、国の補正予算第1号により前倒しとなったことから、

本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

8款2項の町単独道路改良事業につきましては、令和4年度事業として計画しておりましたが、国より令和3年度の緊急自然災害防止対策事業及び公共施設等適正管理推進事業の対象事業の追加募集がございましたので、追加要望を行い、採択を受けたもので、本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

防災・安全交付金（舗装修繕）事業につきましては、国の補正予算第1号により「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として防災・安全交付金が令和3年度補正予算へ前倒しとなったことから、本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、町道新田赤松線の工事費、用地買収及び補償費において地元調整の難航により調整に期間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）事業につきましては、国の補正予算第1号により、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）が令和3年度補正予算へ前倒しとなったことから、本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

3項の町単独河川改修事業につきましては、令和4年度事業として計画しておりましたが、国より令和3年度の緊急浚渫推進事業及び緊急自然災害防止対策事業の対象事業の追加募集がございましたので、追加要望を行い、採択を受けたもので、本補正予算に計上し、令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4項の景観計画策定事業につきましては、個人や事業者が所有する一定規模以上の建築物等に対して、景観形成基準や届出義務等を設ける内容となるため、策定にあたり、作業部会や有識者会議など

の場において様々な議論を深める必要があったことから、想定より時間を要し、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

11ページ、第3表、地方債補正の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきましては、国の補正予算第1号により前倒しされたことを受け、本補正予算に計上いたしました、防災・安全交付金事業（舗装修繕）及び道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）の財源として追加するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、令和3年中の豪雨災害のうち、異常な天然現象と認められる降雨量基準を満たしているが、補助災害復旧事業の基準に満たない豪雨災害による崩土処理や倒木撤去費用の財源として追加するものでございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、令和3年中の豪雨災害のうち、異常な天然現象と認められる降雨量基準を満たしているが、補助災害復旧事業の基準に満たない豪雨災害による崩土処理や倒木撤去費用の財源として限度額を増額する変更でございます。

公共施設等適正管理推進事業につきましては、町単独道路改良事業の財源として限度額を増額する変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、町単独道路改良事業及び町単独河川改修事業の財源として、限度額を増額する変更でございます。

緊急浚渫推進事業につきましては、町単独河川改修事業の財源として限度額を増額する変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから、限度額を減額する変更でございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

13・14ページ、2款1項1目、一般管理費2,017千円のうち、1,424千円につきましては、退職手当組合負担金の確定及び特別負担金に対応するため、増額するものでございます。

5目、財産管理費336,555千円のうち、財政調整基金積立金21,737千円につきましては、国債の運用により生じた利益等を積み立てるものでございます。

減債基金積立金110,000千円につきましては、令和3年度普通交付税のうち、追加交付されました臨時財政対策債償還基金費分について、国の指示に基づき、基金積立を行うものでございます。

環境保全基金積立金535千円につきましては、歳入で受け入れますペットボトル有償入札抛出金分配金を基金に積み立てるものでございます。

ふるさと応援基金積立金195,000千円につきましては、本年度いただきましたふるさと応援寄附金の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額の増加に伴い、積立見込額を増額するものでございます。

企業立地推進基金積立金7,178千円につきましては、町有地の土地売払代と、売払いにともなう残地補償金を積み立てるものでございます。

地域振興基金積立金2,000千円につきましては、三倉地区にお住まいの方からいただいた寄附金を積み立てるものでございます。また、こども応援基金積立金105千円につきましては、明治安田生命保険相互会社浜松支社様からいただいた寄附金を積み立てるものでございます。

8目、地籍調査費22,167千円につきましては、三倉地内、大久保地区の一部を調査予定地として令和4年度当初予算へ計上を予定しておりました事業でございまして、国の補正予算第1号により地籍調査費補助金の内示が令和3年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

15・16ページ、2項1目、企画総務費118,033千円のうち、まず、天竜浜名湖鉄道経営助成費補助金7,102千円につきましては、コロナ禍で経営に大きな影響を受けているため、県及び沿線5市町で実施する追加支援の森町分でございます。次に、バス路線維持事業費

補助金5,931千円につきましては、コロナ禍で経営に大きな影響を受けている秋葉バスサービス株式会社に対し、4市1町で協調して追加支援する森町の支援分でございます。

また、ふるさと納税推進事業費105,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、委託料等を増額するものがございます。

17・18ページ、5目、移住促進費4,300千円の減額につきましては、地域おこし協力隊活動事業につきまして、当初3人体制を見込んでおりましたが、実績は2人となりましたので減額するものがございます。

4項1目、戸籍住民基本台帳事務費1,227千円の減額につきましては、令和3年6月議会にてお認めいただきました戸籍システム整備業務委託料につきまして、国により整備日程が令和4年度に延期されたことから、令和4年度当初予算に計上するとともに、令和3年度予算を減額するものがございます。

3款1項1目、社会福祉総務費21,179千円のうち、障害福祉サービス費等給付事業18,000千円につきましては、共同生活援助や就労継続支援A型及びB型の利用者の増加に伴う増額でございます。また、補装具費給付費2,228千円につきましては、電動車いすなどの申請の増加に伴う増額でございます。

4目、老人福祉費14,641千円の減額のうち、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金15,460千円の減額につきましては、令和3年6月議会にてお認めいただきました、町内の地域密着型介護施設が実施する非常用自家発電機設備の設置経費に対し、全額を国庫補助金で補助するものがございますが、国との協議の結果、不採択となったことから、減額するものがございます。

19・20ページ、2項1目、児童福祉総務費1,029千円につきましては、国の補正予算第1号で新規に追加された事業で、保育園が実施する洗面所等の蛇口を非接触型のセンサー式化するなどの感染症対策について補助する新型コロナウイルス感染症対策保育所改修整

備補助金でございます。

2目、児童措置費1,493千円につきましては、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、保育所等が実施する保育士等の賃金改善に対して補助する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。対象は町内3保育園、1保育所で令和4年2月・3月分の改善分を計上しており、全額国庫補助金により措置されるものでございます。

4款1項2目、予防費2,671千円のうち、こども医療費扶助費600千円及び未熟児養育医療費扶助費1,500千円につきましては、本年度の実績見込みに基づきまして増額するものでございます。

21・22ページ、5目、診療所費60,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰出金は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金分を除き、総額で5億円でございます。

6款1項3目、農業振興費1,500千円につきましては、町内の新規就農者の申請に対し、農業次世代人材投資資金事業として補助するものでございます。

2項2目、農地事業費7,000千円につきましては、一宮大久保地区の水戸ヶ谷池と、米倉地区の昭和新池の防災対策として実施する団体営農村地域防災減災事業ため池改修基本設計委託事業でございまして、国の補正予算第1号により農村地域防災減災事業費補助金の内示が、令和3年度へ前倒しとなったことを受け予算計上するものでございます。

23・24ページ、8款2項3目、道路新設改良費68,350千円のうち、町単独道路改良事業26,350千円につきましては、国より令和3年度の緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、町道西梅島下田線の法面改修事業が採択を受けたことから、改修に伴う測量設計業務委託料を計上するものと、同様に国より令和3年度の公共施設等適正管理推進事業の追加募集があり、町道下橋1号線外2路線の舗装打換事業が採択を受けたことから、町道改築工事を計上するもので

ございます。

また、防災・安全交付金（舗装修繕）事業42,000千円につきましては、令和4年度に予定をしておりました町道太田川右岸2号線外1路線舗装修繕工事でございますが、国の補正予算第1号により「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として防災・安全交付金の内示が令和3年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

4目、橋梁維持改良費7,000千円につきましては、令和4年度に予定をしておりました道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）による橋梁の補修設計でございますが、国の補正予算第1号により「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）の内示が令和3年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

3項2目、河川維持改修費19,780千円につきましては、国より令和3年度緊急浚渫推進事業の追加募集があり、普通河川白髭沢川外2河川の浚渫事業が採択を受けたことから浚渫工事費を計上するものと、同様に、令和3年度緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、準用河川小川改修事業が採択を受けたことから改修工事費を計上するものでございます。

25・26ページ、10款6項4目、文化財保護費3,575千円の減額につきましては、茶業史編纂にかかる印刷製本費でございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、進捗が遅れ、印刷製本は令和4年度となる見込みとなったことから、令和4年度当初予算に計上するとともに、令和3年度予算を減額するものでございます。

11款2項1目、公共土木施設災害復旧費6,330千円につきましては、睦実地内の天竜浜名湖鉄道の所有する法面崩落に伴う天竜浜名湖鉄道株式会社の発注工事に対する負担金でございまして、応急復旧費用分1,000千円と、天浜線及び町道戸綿北4号線の法面对策工事分5,330千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、11款 1 項 1 目、地方交付税200,000千円につきましては、普通交付税の再算定による追加等に基づく本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

15款 1 項 1 目、民生費国庫負担金10,760千円につきましては、補装具費支給費に対する負担金1,113千円や、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金9,000千円等でございます。

2 項 1 目、総務費国庫補助金6,359千円につきましては、戸籍システム整備業務委託に対する補助金1,227千円の減額と、国庫補助事業の裏負担分として措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,586千円でございます。

2 目、民生費国庫補助金13,624千円の減額につきましては、保育士の賃金改善に対する交付金1,493千円等と、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金に対する交付金15,460千円の減額でございます。

4 目、土木費国庫補助金23,630千円につきましては、防災・安全交付金（舗装修繕）事業に対する補助金20,000千円と、道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）事業に対する補助金3,630千円でございます。

6 目、教育費国庫補助金5,596千円につきましては、小中学校のICT支援員に対する国庫補助金3,801千円と、小中学校の感染症対策経費に対する国庫補助金1,795千円でございます。

7・8 ページ、16款 1 項 2 目、民生費県負担金5,178千円につきましては、障害福祉サービス費等支給費に対する負担金4,500千円等でございます。

2 項 1 目、総務費県補助金16,350千円につきましては、地籍調査費に対する補助金でございます。

4 目、農林水産業費県補助金7,500千円につきましては、農業次世代人材投資資金事業に対する補助金1,500千円及び団体営農村地域防災減災事業ため池改修基本設計委託事業に対する補助金6,000



千円でございます。

17款1項2目、利子及び配当金21,737千円につきましては、財政調整基金の国債の運用により生じた利益等でございます。

2項1目、不動産売払収入6,202千円につきましては、園田警察官駐在所敷地の売払代3,550千円及び谷中消防器具置場敷地の売払代2,651千円で、企業立地推進基金に積み立てるものでございます。

9・10ページ、18款1項1目、一般寄附金2,105千円につきましては、三倉地区にお住まいの方からいただいた寄附金2,000千円及び明治安田生命保険相互会社浜松支社様からいただいた寄附金105千円でございます。

2目、総務費寄附金300,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の寄附額が見込みより伸びておりますので、増額するものでございます。

19款1項1目、特別会計繰入金14,765千円につきましては、令和2年度の介護保険特別会計の給付事業等の実績に基づく精算金の受入れであります。

2項1目、財政調整基金繰入金50,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから当初予算へ計上しております250,000千円の取崩のうち、一部とりやめによる減額でございます。

2目、減債基金繰入金110,000千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから、当初予算へ計上しております110,000千円の取崩を全額とりやめる減額でございます。

9目、経済変動対策貸付資金利子補給基金繰入金2,954千円の減額につきましては、令和3年度上期利子補給額の2分の1について、県の新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金を充当したことに伴う減額でございます。

20款1項1目、繰越金173,585千円につきましては、財政調整基金の一部と減債基金の取崩のとりやめや、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21款3項3目、雑入32,866千円のうち、総務費雑入976千円につ

きましては、町有地売払いに伴う残地補償金でございます。

民生費雑入30,187千円につきましては、令和2年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。

衛生費雑入1,703千円につきましては、廃ペットボトルが市場で高値取引されるようになったことから、再商品化事業者から支払われる、いわゆる有償入札に係る配分金であるペットボトル有償入札抛出金分配金535千円を、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるものと、未熟児養育医療費に対する自己負担金1,168千円でございます。

11・12ページ、22款1項4目、土木債66,500千円のうち、公共施設等適正管理推進事業債17,600千円につきましては、町道舗装改良工事に対する財源として計上するものでございます。緊急浚渫推進事業債16,500千円につきましては、河川浚渫工事に対する財源として計上するものでございます。緊急自然災害防止対策事業債9,500千円につきましては、町道法面改修事業に対する財源として6,400千円及び河川改修工事に対する財源として3,100千円を計上するものでございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債22,900千円については、防災・安全交付金事業（舗装修繕）に対する財源として20,000千円及び道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）に対する財源として2,900千円を計上するものでございます。

7目、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから67,772千円を減額するものでございます。

8目、災害復旧債3,100千円につきましては、まず、農林水産業施設災害復旧債400千円につきましては、令和3年中の豪雨災害のうち、異常な天然現象と認められる降雨量基準を満たしているが、補助災害復旧事業の基準を満たさない豪雨災害による崩土処理や倒木撤去費用について、現年発生農林水産業施設単独災害復旧事業の対象となることから財源として計上するものでございます。

また、公共土木施設災害復旧債2,700千円につきましては、令和

3年中の豪雨災害のうち、異常な天然現象と認められる降雨量基準を満たしているが、補助災害復旧事業の基準に満たない豪雨災害による崩土処理や倒木撤去費用について、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業の対象となることから財源として計上するものでございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第14号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午前11時28分～午前11時39分 休憩）

議長 （中根幸男君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23、議案第21号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第21号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,093,906千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金587千円は、令和2年度の実績に基づく精算に伴い、特定健診・保健指導負担金及び国保税の新型コロナウイルス感染症に対応した減免額への特例補助金の超過交付分を返還するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、前年度繰越金587千円は、前年度の精算による償還金の財源であります。

以上が、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（中根幸男君）日程第24、議案第22号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第22号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,279千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,325,965千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、償還金13,514千円につきましては、令和2年度の介護給付費等に係る国、県等の負担金の精算に伴う返還金でございます。

3項1目、一般会計繰出金14,765千円につきましては、令和2年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、4款1項1目、介護給付費交付金2,893千円、5款1項1目、介護給付費負担金2,690千円、7款1項5目、低所得者保険料軽減繰入金806千円につきましては、令和2年度の介護給付費等に係る県、町等の負担金の精算に伴う追加交付金等でございます。

8款1項1目、繰越金20,265千円につきましては、歳出予算の補

正財源としての計上でございます。

10款3項3目、雑入1,625千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和2年度の精算による負担金の返還金でございます。

以上が、令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君） 日程第25、議案第23号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君） 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君） ただ今上程されました、議案第23号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、第1条繰越明許費につきまして、本年度予算で計上いたしました事業の一部が年度内完了が見込めないことから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を計上するものであります。

2ページ、第1表、繰越明許費をご覧ください。

本年度実施しております污水管渠築造工事について、年度内完了が困難な見込みとなったため、事業費164,200千円を令和4年度に繰り越すものでございます。

事業遅延の理由としましては、本年度実施しております工事施工箇所については、現地の地盤状況と、機械設備部材の搬入に時間を要していることから、当初の予定を上回る工期が必要となり、年度内の完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

以上が、令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 日程第26、議案第24号「令和3年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第24号「令和3年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款病院事業収益、第2項医業外収益271,875千円に273,873千円を追加し、545,748千円とし、病院事業収益の予定額を3,092,079千円とするものでございます。

また、支出について、第1款病院事業費用、第2項医業外費用100,605千円に4,000千円を追加し、104,605千円とし、病院事業費用の予定額を3,155,424千円とするものでございます。

第3条は、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を60,000千円減額し、581,000千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000千円増額し、559,000千円とするものでございます。

それでは、第2条の概要について申し上げますので、8ページをご覧ください。

まず、「収益的収入及び支出」の上段の収入ですが、1款2項1目他会計負担金、1節一般会計補助金60,000千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、経営安定化のための運転資金として、一般会計より繰入をお願いするものでございます。

5目補助金、1節国県補助金213,873千円は、新型コロナウイルス

ス感染症患者等病床確保等事業に関わる病床確保のための空床補償、感染防止対策の支援に関わる国県補助金でございます。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款2項4目雑損失、1節雑損失4,000千円は、「たな卸資産」の消費税及び予算第4条に定めた「資本的収入及び支出」のうち、建設改良費として購入した設備、医療機器、備品、車両の支出に対する消費税が不足するため計上するものでございます。

以上が、令和3年度森町病院事業会計補正予算（第4号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中根幸男君）日程第27、議案第25号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第25号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更」は、浜松市、磐田市、森町で構成する「養護老人ホームとよおか管理組合」が、令和4年3月31日をもって解散することにより、当組合から脱退するもので、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 中根幸男君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第25号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起立全員 )  
( 中根幸男君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。  
日程第28、議案第26号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」及び日程第29、議案第27号「森町農業委員会委員の任命について」議案2件を一括議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職員朗読 )  
( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今一括して上程されました、議案第26号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」及び議案第27号「森町農業委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。  
まず、議案第26号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」ご説明申し上げます。  
農業委員会等に関する法律施行規則では、農業委員会委員の任命にあたっては、認定農業者が委員の過半数を占めることを原則としておりますが、その区域における認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合には、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることができるものとされており、これには議会の同意が必要とされております。森町の認定農業者数は現在69経営体であ



り、委員定数12名の8倍を下回っております。また、議案第27号で提案する農業委員12名の委員のうち、小澤氏、佐野氏の2名は認定農業者で、清水氏、杉本氏、竹内氏の3名が認定農業者に準ずる者で、あわせて5名であり、4分の1の基準は満たしていますが、過半数を満たしていないことから、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第27号「森町農業委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日に任命された現在の農業委員会委員の任期が令和4年3月31日までとなっており、次期の委員を新たに任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご提案いたしました方々は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則等に従い、地区・地域・団体からの推薦や、公募により自ら意欲を持ち応募された方々であります。

議案の名簿の中で、小澤清市氏は園田地区、清水辰範氏は飯田地区、菅沼里之氏は一宮地区、富田規与美氏は三倉地区、中村繁治氏は森地区、船木等氏は天方地区から、それぞれ、地区の推薦をいただいた方々であります。

鈴木剣氏は、農業団体である太田川上流部土地改良区からの推薦をいただいた方であります。

岩瀬進哉氏、佐野敦子氏、杉本祐美世氏、竹内靖代氏、森下光宏氏の5名は、応募による方々であります。

地区の推薦、太田川上流部土地改良区からの推薦、応募による方々の合計は12名であり、森町農業委員会の委員の定数条例による定数の12名となっております。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩いたします。  
(午後 0時03分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議長 ( 中根幸男君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
11番、西田彰君。

11番議員 ( 西田彰君 ) 農業委員の認定基準ですけれども、認定農業者、そして今説明では、認定農業者に準ずるという説明がありました。その準ずるというところの少し説明をお願いできればと思います。

議長 ( 中根幸男君 ) 長野産業課長。  
産業課長 ( 長野了君 ) 産業課長です。西田議員の質問にお答えいたします。  
認定農業者と認定農業者に準ずるということでございます。  
今、ご提案申し上げますように、認定農業者については、小澤清一さん、佐野敦子さんでございます。  
準ずる者として、清水辰範さん、杉本祐美世さん、竹内靖代さんということで、ここに掲げています準ずるという者ですけれども、例えば杉本さん、竹内さんにつきましては、旦那さんが認定農業者になっていると、同じ経営に参加しているということになります。清水辰範さんにつきましては、まだお父さんは一応認定農業者ということで、経営移譲をされてはいませんが主力で働いているということで、その経営の中に参加している者という意味での準ずるということでございます。以上です。

議長 ( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。  
8番、中根信一郎君。

8番議員 ( 中根信一郎君 ) 一点。農業に関わらない方として、前回、岩瀬進哉さん。また、今回もう1人というような形になったかなと思います。2人になった理由とか何かがあるようであれば、お伺いをしたいです。

議長 ( 中根幸男君 ) 長野産業課長。  
産業課長 ( 長野了君 ) 産業課長でございます。中根信一郎議員の

ご質問にお答えいたします。

今ご発言がありましたように、中立者ということで岩瀬進哉さん。今回は、森下光宏さんということでございます。提案理由にもございましたけれども、岩瀬進哉さん、佐野敦子さん、杉本さん、竹内さん、森下さんにつきましては公募ということで、地区の推薦ではなく、応募をしていただいたということでございます。森下さんにつきましては、履歴にもございますように元県の職員でございます。農業関係にもお詳しい方ということで、中遠農林事務所にいらっしゃったり、あとは県の農業会議にいらっしゃるということで、そういう方がいらっしゃるよということで少しお声掛けをして、どうですかというような話をさせていただいたところでございます。以上です。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 8番、中根信一郎君。

8番議員

( 中根信一郎 君 ) 分かりました。もう一点、ちょっと素朴な疑問で申し訳ございません。名前の並び順的な部分に関してですが、委員の番号的なものかなと思うのですが、この辺の何か基準があって順番が決まっているのかどうか、その辺だけ。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長野 了 君 ) 産業課長です。議案の順番につきましては、ただ単に五十音順ということでございます。以上です。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 中根 幸男 君 ) 「質疑なし」と認めます。

議案第26号「森町農業委員会委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについて」これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 中根 幸男 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 中 根 幸 男 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第26号は、同意することに決定しました。  
議案第27号「森町農業委員会委員の任命について」をお諮りしま  
す。  
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 中 根 幸 男 君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第27号を採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 中 根 幸 男 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第27号は、同意することに決定しました。  
職員が退席しますので、ここでしばらく休憩させていただきます。

議 長 ( 午後 1時06分 ～ 午後 1時07分 休憩 )  
( 中 根 幸 男 君 ) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
日程第30、議案第28号「令和4年度森町一般会計予算」から日程  
第39、議案第37号「令和4年度森町病院事業会計予算」まで議案10  
件を一括議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職 員 朗 読 )  
( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) 本日、令和4年3月森町議会定例会を開会  
していただき、令和4年度当初予算の議案を提出するにあたり、そ  
の概要をご説明申し上げますとともに、令和4年度の町政運営に対  
する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたこ  
とを、大変嬉しく思っているところであります。  
また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて新型コ

コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っておりますことを先ずもって厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の日本経済の状況をみますと、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下、昨年9月末をもって全国の緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置は全て解除され、行動制限も段階的に緩和されてきたことから、厳しい状況から持ち直しの動きが見られました。しかし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があるとともに、新たな変異株のオミクロン株の出現による全国的な感染の再拡大や、直近のウクライナ情勢による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

こうした中、政府は新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を策定し、令和3年度補正予算を編成いたしました。これを迅速かつ着実に実行することを通じて足元の経済の下支えを図り、景気下振れリスクに対応するとともに、感染が再拡大した場合にも国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、「成長と分配の好循環」を実現して、経済を自立的な成長軌道に乗せるとしております。

こうした下で、令和3年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7パーセント程度となり、GDPは令和3年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれ、また、消費者物価（総合）変化率はマイナス0.1パーセント程度と見込まれているところでございます。

こうした中、令和4年度の国の一般会計予算案は、予算規模にし

て107兆5,964億円と、前年度当初予算に対して9,867億円、0.9パーセントの増加となっており、過去最大規模であった令和3年度予算額をさらに上回っております。

政府は、この予算案につきまして、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講ずるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指すものとしております。

予算案のポイントとしましては、成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に全力で取り組むが、分配なくして次の成長はなく、成長の果実をしっかりと分配することで初めて次の成長が実現するとしており、具体的には科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う、持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する。加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災・国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。年代・目的に応じたデジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る。2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」における令和4年度予算編成に向けた考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とするとともに、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と、令和4年度当初予算が一体として編成されております。

一方、令和4年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は41兆2,305億円、対前年度比プラス7.7パーセント、地方交付税は18兆538億円、対前年度比プラス3.5パーセント、投資的経費につきましては、11兆9,785億円と前年度対比プラス0.4パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を90兆5,918億円、対前年度比プラス0.9パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～危機を克服して未来を拓く デジタル田園都市（ガーデンシティ）の実現へ～」を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比プラス4.2パーセントの1兆3,644億円としております。

歳入では、県税につきましては、製造業を中心とした企業収益の持ち直しにより法人2税及び景気の持ち直しによる給与所得等の増加により、個人県民税がそれぞれ増加見通しとなることから、対前年度比プラス7.6パーセントとしております。

また、歳出では、ポストコロナ時代を見据えた、次期総合計画「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」を、計画初年度からの確に展開するための予算編成と組織改編を行い、誰一人取り残さない「富国有徳」の美しい“ふじのくに”の実現を目指すとしております。そして、人づくり・富づくりの具体化と、生産性の高い持続可能な行財政運営に取り組むとしており、投資的経費につきましては、対前年度比プラス5.1パーセントの1,934億8,400万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、新型コロナウイルス感染症の対策を実施する一方で、コロナ後の新しい社会を見据え、将来にわたって安定的な行財政運営を継続していくため、引き続き財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性や可能性を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かしたまちづくりを推進してまいります。

令和4年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合

計画」における「人の輪」「対話」「調和」の3つの基本理念を踏まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き、町民と行政が一体となったさまざまな施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進にあたっては、第4次森町行財政改革大綱及び第3次森町行財政改革プランに沿って、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するための体制づくりを引き続き進めてまいります。

さらに、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することがすなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、町長として、国や県に対して、森町の活性化につながる積極的な施策の推進を、引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。

そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆様の英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、令和4年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、議案第28号一般会計予算についてでございます。

参考資料 令和4年度森町当初予算（案）概要も併せてご覧ください。

予算規模は8,776,000千円と、前年度当初予算に対してプラス904,000千円、11.5パーセントの増加となっております。

本予算案では、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を進め、ワクチンの追加接種に関する経費を計上するとともに、ウィズコロナの新たな日常を見据え地域の課題解決に対応するべく、老朽化対策を含む防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保、待機児童ゼロを目指すとともにICT教育の更なる充実、森林環境教育の取組など子育て支援と教育環境の充実、企業誘致や



産業の育成、「遠州の小京都」をキーワードとしたまちづくりや観光振興とともに、移住定住の推進、交流人口・関係人口の拡大確保、加えて、カーボンニュートラルの実現及びデジタル・ガバメントを含むデジタル・トランスフォーメーションの推進を図り、誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち、「心和らぐ森町」実現のために積極的に取り組む「森町の次代を展開するチャレンジ予算」としております。

歳出における主な増加要因といたしましては、町道新田赤松線の整備促進に伴う事業費の増、民間事業者による保育園整備事業に係る補助金、ふるさと納税推進事業の増や、上水道安全対策事業に係る繰出金等によるものであります。

一方、減額要因といたしましては、旧周智高校機械実習棟の施設改修事業の完了、新型コロナウイルスワクチン接種事業、消防団車両更新事業の減少等が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました「次代につなぐ5つの取組」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目の「助け合いふれあう健やかなまちづくり」につきましても、まず、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましても、3回目の接種及び5歳から11歳を対象とした接種につきましても、希望する方がスムーズに接種できるよう取り組んでまいります。

子ども・子育て支援として、新たに「健康こども課」を設け、幼稚園や保育園の窓口を一本化するとともに、全ての子どもとその家族へ切れ目のない支援を提供するための「子ども家庭総合支援拠点」の運営を始動してまいります。加えて、保育園待機児童ゼロを目指して、民間事業者が実施いたします保育園整備事業に支援をしてまいります。

また、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や、病児・病後保育への対応、保育園等の委託料や利用給付費の確保、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝金、認可外保

育施設利用者に対する保育料助成に引き続き取り組むことにより、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽減を図ってまいります。

さらに、乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業に加え、森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長、小学生につきましては、放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業を継続して実施し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として、不育症治療費に対する助成に加え、胎児の先天性風しん症候群を予防するための麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種事業についても引き続き実施するとともに、妊婦健康診査の対象に、健診回数が増える多胎妊婦の追加分を加え、経済的負担の軽減を図ることとしております。

そして、産婦健康診査・産後ケア事業に引き続き取り組むとともに、新たに子育て支援に係る包括的な情報を掲載する子育てサイトを構築し、妊娠期から子育て期の情報を網羅し、保護者の育児不安の一助となるよう取り組むことで、妊娠から出産、育児にいたるまで、切れ目のない子ども・子育て支援策に取り組むことにより、保護者の就労支援、多様な保育の促進及び児童等の健全な心身の発達への支援等に努めてまいります。

一方、心身障害児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障害児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度身体障害者への住宅改造費に対する補助に要する経費等を計上しており、障害者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。また、新たに成年後見人支援中核機関を委託設置し、成年後見人制度を必要とする者が同制度を利用できる地域体制の構築を図ってまいります。

その他、接種の積極的勧奨が再開された子宮頸がんワクチンにつ

いては、対象年齢に加え、積極的勧奨が控えられてきた対象者についても全額を公費負担で受けられるようにするとともに、これまでの制度の変遷上、風しんに関する公的な予防接種を受ける機会がなかった世代に対する風しん追加的対策事業や、インフルエンザなどの予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施してまいります。加えて、お達者度の高い、人にやさしいまちづくりを推進してまいります。さらには、男女共同参画社会の実現、多文化共生への取組等を行ってまいります。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う、地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部事業については、新たに森中学校区を加え、町内全域で取り組んでまいります。

更に、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、経営強化のため340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のために、第4次公立森町病院経営改革プランに基づき、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。

二点目の「安全で住みよいまちづくり」につきましては、新型コロナウイルス感染症により、デジタル化の推進が課題となる中、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく取組を当町においても進めるため、行政手続のオンライン対応や、証明書等のコンビニ交付の実現に向けた準備を行ってまいります。加えて、マイナンバーカードの普及促進とともに、デジタル・ガバメントの推進のため、外部のデジタル人材を活用してCIO補佐業務を委託し、庁内の環境整備を図ることとしております。

また、国の補助金を活用した町道新田赤松線の積極的な整備促進、辺地債を活用した町道の整備等に引き続き取り組むとともに、町営住宅やアクティ森、学校施設等の長寿命化対策、防災・減災対策を

更に進めるため、消防団へ配備している車両の更新、ハザードマップ・防災ガイドブックの更新、消防団員の団員報酬の引き上げ等に取り組みます。

昨年7月に熱海市で発生した土石流災害で注目された大規模盛土造成地の安全対策の加速が求められており、当町においても現地踏査等による安全性把握を行う優先順位を決める計画作成に取り組みます。

空き家対策として、「森町空家等対策計画」の改訂に向け、最新の空き家の実態把握や、所有者の意向確認を目的する実態調査を行います。加えて、周辺への悪影響が懸念される「危険空き家」等を対象とする除却への補助制度を設け、安全・安心とともに空き地の有効活用が図られるように取り組みます。

また、引き続き町民と行政が一体となってまちづくりを進める協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまいります。

さらに、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を継続し、地域公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対する、森町公共交通利用券助成事業により、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めつつ、当町の実情に応じた持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保や、地域交通に関する指針となる地域公共交通計画策定に向けた調査に取り組みます。

さらに、インフラ老朽化対策として、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用した橋梁の長寿命化、上水道耐震化事業のための上水道安全対策事業繰出金とともに、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

三点目の「人の交流で賑わうまちづくり」につきましては、地域おこし協力隊員の3名体制による地域資源等を活用した地域活性化

や、空き家・空き地等を活用した地域の活性化の取組を引き続き推進します。

遠州の小京都推進事業では、森地区に点在する古民家や蔵の利活用を推進するための遠州の小京都リノベーション推進計画の策定や、古民家改修のための歴史的文化的建築物利活用改修設計に取り組んでまいります。また、産・学・官連携によるのぼり旗やチラシ等の製作とともに、「遠州の小京都森町の香」プロジェクトの取組を予定しております。

そして、東京都江東区で開催される「江東区民まつり」への出展等による観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催による森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めてまいります。

これらの取組から森町の潜在的な魅力に加え、新しい魅力を発信することで、知名度とともに認知度を向上させ、観光交流人口と関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

四点目の「活気に満ちた活力あるまちづくり」につきましては、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、新たに中川下工業専用地域及び森掛川インターチェンジ周辺地区開発可能性調査を実施し、今後の拡大利用や工業団地整備の検討を行ってまいります。

また、ふじのくにフロンティア推進区域内への水道管の先行整備とともに、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行ってまいります。

また、農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、県営林道開設事業の負担金、国際森林認証に基づく木材のブランド化、農林業用施設等の適切な維持管理、有害鳥獣対策等にも引き続き取り組むとともに、農業振興地域整備計画の見直しに着手してまいります。

ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度

を遵守し、引き続き森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組んでまいります。

移住・定住の促進対策としましては、移住希望者からの相談件数が増加傾向にある中、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応を行う移住コーディネーターを継続して配置し、円滑な移住相談を推進します。また、森町空き家・空き地バンクの登録を促進するため、空き家の家財道具等残置物処分への支援制度を拡充し、リフォームにも対応した「空き家等利活用促進支援補助金」を設けてまいります。

婚姻後の定住を促し森町での新婚生活を応援するための「住もうよ森町新婚さん応援金」に加え、国の補助事業である新婚生活の経済的支援の「結婚新生活支援事業」を新たに設けるとともに、対面に加えてリモートによる移住相談対応や、移住フェア等の相談会場への参加による情報発信、東京圏からの移住者を支援するための移住就業支援補助金等により、移住・定住の更なる促進を図ります。

また、小中学校の再編により生じた学校跡地につきましては、引き続き庁内検討会、小中学校跡地利活用検討委員会を開催し、さまざまなご意見・ご提案をいただきながら、本年秋には利活用方針を決定し、その後民間事業者等からの提案をいただく手続を進めてまいります。

五点目の「自然を守り歴史に学ぶまちづくり」につきましては、社会的課題となっているカーボンニュートラル実現への取組として、電動アシスト自転車の購入に対する補助金、保健福祉センター内照明のLED化、庁内機密文書の溶解処理化や、公用車に電気自動車を導入するとともに、家庭用蓄電池の導入を対象に含む新エネルギー機器等導入促進補助金、品目を拡大した資源ゴミの拠点回収、小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援に引き続き取り組んでまいります。

また、森林関係につきましては、町有林の利用間伐を行うとともに、森林環境譲与税を活用した事業として、森林所有者への意向調査や林道・作業道等の整備、インフラ保全のための森林整備などに

取り組み、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助としてまいります。

また、教育関係におきましては、小中学校での1人1台端末の環境を十分に活用するため、ICT推進事業としてICT授業づくりのためのアドバイザーを更に拡充してまいります。また、外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適應できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う常設の教育支援センターわかばを設けるとともに、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。

さらに、森林環境譲与税を活用して、小学生を対象とした森林環境教育にも取り組んでまいります。

また、歴史から学ぶ取組として、森の茶業の歴史を纏める森町茶業史の刊行が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により遅れが生じておりますので、引き続き取り組むとともに、森町歴史伝統文化保存会の活動を支援してまいります。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は対前年度比プラス3.3パーセントの834,000千円、法人町民税は対前年度比プラス46.8パーセントの116,001千円、固定資産税は対前年度比プラス4.3パーセントの1,159,000千円とし、町税全体では対前年度比プラス5.2パーセントの2,337,398千円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込等を考慮し、対前年度比115,000千円増の1,795,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、新たに民間事業者が行う保育園整備事業に伴う補助事業の財源としての交付金や、町道新田赤松線の

整備促進に係る補助金、町営住宅の長寿命化事業に係る補助金等の増等により、全体で1,498,504千円、対前年度比254,022千円の増、プラス20.4パーセントの計上となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと納税による「ふるさと応援寄附金」の増加を見込み、全体で500,001千円、前年度対比300,000千円の増としております。

一方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比150,000千円増の400,000千円を計上したほか、減債基金繰入金110,000千円、ふるさと応援基金繰入金102,314千円など、対前年度比22,243千円増の673,264千円といたしました。

町債につきましては、町道新田赤松線整備や橋梁の長寿命化対策、農業基盤整備等の財源として、公共事業等債116,100千円、町営住宅長寿命化対策の財源として、公営住宅建設事業債17,200千円、防災・減災対策の推進を図るため消防団車両の更新、小学校体育館の照明落下防止対策、図書館吊り天井の耐震化の財源として、緊急防災・減災事業債31,500千円、公共施設及び町道舗装の長寿命化対策等として、公共施設等適正管理推進事業債64,200千円、上水道の安全対策事業として上水道事業（一般会計出資債）104,000千円等を計上するとともに、臨時財政対策債144,000千円を含め、対前年度比182,800千円減の646,100千円としております。

次に、議案第29号から議案第35号までの特別会計予算でございますが、議案第29号国民健康保険特別会計予算は、県に納める国民健康保険事業費納付金と、過去3年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しており、予算総額は、2,143,730千円で、対前年度比プラス2.8パーセントの計上となっております。

次に、議案第30号後期高齢者医療特別会計予算では、被保険者から徴収した保険料を運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、237,917千円で、対前年度比プラス5.2パーセントの計上となっております。

次に、議案第31号介護保険特別会計予算でございますが、予算総



額は、2,240,910千円で、対前年度比プラス1.9パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス7.8パーセントの475,319千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の92.4パーセントにあたる保険給付費につきまして、第8期介護保険事業計画と実績見込に基づき2,070,774千円と、地域支援事業に係る事業費として135,936千円の計上となっております。

次に、議案第32号公共下水道事業特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ785,341千円で、対前年度比プラス22.4パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、下水道管渠築造に伴う上水道布設替工事に係る補償金の増額でございます。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費3名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、補償金及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第33号大久保簡易水道事業特別会計予算、議案第34号三倉簡易水道事業特別会計予算及び議案第35号大河内簡易水道事業特別会計予算は、ともに事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第36号水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は、855,830千円で、対前年度比プラス44.6パーセントの計上となっております。

主な増加要因としましては、北部配水池増設工事や公共下水道事

業の実施に伴う配水管布設替工事等の工事請負費の増額でございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をまいります。

最後に、議案第37号森町病院事業会計予算でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額は、病院事業収益を2,731,768千円、病院事業費用を3,156,488千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を424,720千円上回る収支不均衡の予算となっています。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を304,506千円、資本的支出を442,374千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理することとしております。

病院事業収益の医業収益のうち、入院につきましては、病棟再編により3つの病棟を一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に分けたことにより、それぞれに適した質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指していきます。入院患者数は、前年度実績を考慮し減少するものとし、入院単価は若干増加することが見込まれますが、入院収益全体では前年度より収益減となっております。

一方、外来はコロナ禍の影響により令和2年度の患者数は減少しましたが、訪問看護ステーション及び在宅を含めた家庭医療クリニックの外来患者数の増加により、患者数が元に戻りつつある状況を踏まえ、前年度より収益増となっています。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、厳しい状況下ではありますが、引き続き、内科医、整形外科医等の増員を図り、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。

また、看護師確保につきましては、年度末までの正規職員の退職予定者の補充は確保できる見込みではありますが、会計年度任用職員の確保が厳しい状況にあることに加え、育児休業取得者や年度途中

での退職者も生じていることから、今後も看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、令和4年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保に繋げていきたいと考えております。

第4次経営改革プランにつきましては、コロナ禍の影響により令和2年度に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が示されなかったことから、期間を1年延長し、平成29年度から令和3年度までの5年間の計画期間としましたが、総務省において持続可能な地域医療提供体制を確保するための新たなガイドライン「公立病院経営強化ガイドライン」を令和3年度末までに策定することから、第4次経営改革プランを更に1年延長し、最終年次を令和4年度とし6年間の計画期間としました。引き続き、より実効性の高いプランとなるよう経営の安定を目指し、職員一同一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の令和4年度予算の概要の説明とさせていただきます。

令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、マスクの着用や手指の消毒が常識となり、コロナ禍での生活が新たな日常として実感されるとともに、経済や生活にも多大なる影響を受けた年でありました。新年度を迎えるにあたり、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、コロナ禍で足踏みとなった事業や取組を再度進め、町民の皆さまと、これから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々がいつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう、森町の次代を展開するためにチャレンジしてまいります。

「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、併せて、人・自然・歴史を次代につなぐ「心和らぐまちづくり」の実現に向けて、全身全霊を傾けてまいりますので、議員各位のご理解・ご支援を賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願ひ申し上げます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月7日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第20号から議案第24号までの補正予算5件は、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 1時57分 散会 )